

平成28年小田原市議会3月定例会

総務常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
情報セキュリティ対策の抜本的強化について	情報システム課	1
不服申立制度の改正について	総 務 課	2

平成28年2月24日

情報セキュリティ対策の抜本的強化について

1 経緯

マイナンバー制度の施行準備を進める中に起きた日本年金機構の情報流出事件を受け、国において地方公共団体の情報セキュリティに係る抜本的な対策が検討され、平成27年12月25日付け総務大臣通知により、情報セキュリティ対策の抜本的強化の方針が示された。

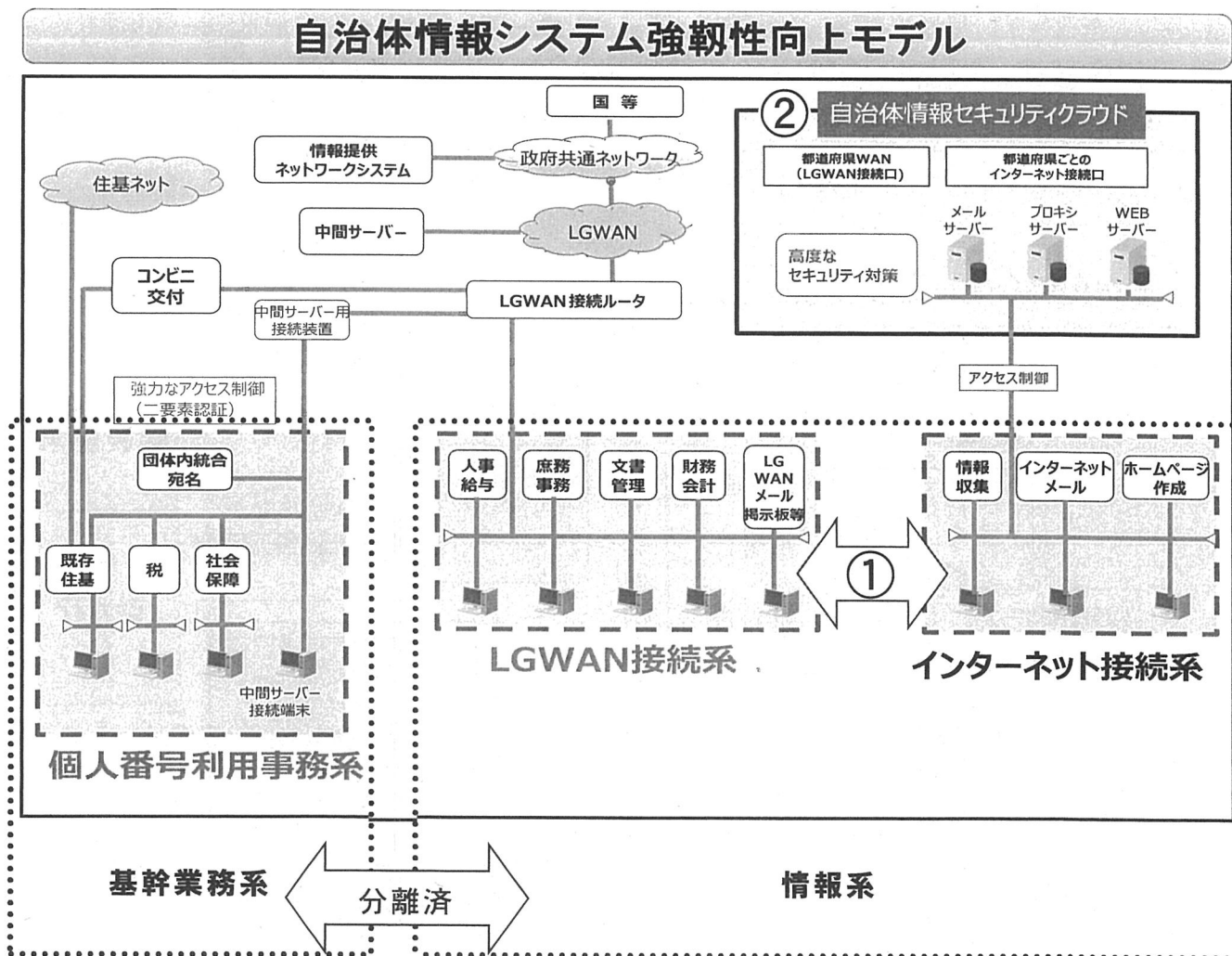
2 情報セキュリティ対策の抜本的強化の内容

① システム全体の強靭性の向上

ネットワークを個人番号利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系の3系統に分離する（補正額 77,351 千円）。

② 自治体情報セキュリティクラウドの導入

都道府県ごとに、市町村のインターネット接続口を集約し、監視機能を強化する。



不服申立制度の改正について

1 行政不服審査法の改正の趣旨

- ①公正性の向上 ②使いやすさの向上 ③国民の救済手段の充実・拡充

2 行政不服審査法の主な改正点

- (1) 不服申立ての手続を審査請求に一元化（異議申立ての廃止）
- (2) 審理員による審理手続の導入
- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
 - ・ 審査庁が行政委員会等である場合、条例に特別の定めがある場合等は適用除外
- (3) 第三者機関への諮問手続の導入
- ・ 有識者から成る第三者機関が審査庁の判断をチェック
 - ・ 審査庁が行政委員会等である場合、議会等の議を経て裁決がされる場合等は適用除外
- (4) 審査請求期間の延長（60日 → 3か月）
- (5) 提出書類等の閲覧・謄写請求の拡充（手数料の徴収）

【市長部局における審理体制の比較】

